

## 後期高齢

### 資格確認書等の交付(再交付)、限度区分等の併記、特定疾病療養受療証の交付(再交付)に必要な本人確認書類

届出にきた人	持参書類		窓口交付・郵送(※2)
	本人確認書類(※1)	代理権確認	
本人又は住民票上 同じ世帯の家族	①を1点 又は ②を2点	—	窓口交付
	持参書類なし	—	郵 送
代 理 人 (世帯が別)	①を1点 又は ②を2点	資格確認書(被保険者本人) 又は 委任状等 (◆)	窓口交付
	上記のいずれかが不足している場合		郵 送

※1 本人確認書類の例は裏面のとおり

※2 東加古川市民総合サービスプラザ、市民センターでの申請は郵送となります。

(◆)代理権確認のための書類について

- ・法定代理人である場合:戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- ・法定代理人以外の者である場合:資格確認書
- ・上記の書類を添えることが困難である場合:被保険者本人の本人確認書類(①を1点 又は ②を2点)



## 本人確認書類 ①・②

有効期限の定めがあるものは、有効期限内のものに限る。

<p>① 1点でよいもの</p>	<p>後期高齢者医療資格確認書(※)、マイナンバーカード、運転免許証(仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く)、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、小型船舶操縦免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員)、無線従事者免許証、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の身分証明書(職員証(生年月日のあるもの)、学生証(公立に限る)等)、在留カード(顔写真入りのもの)、特別永住者証明書(顔写真入りのもの)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る)、一時庇護許可書、仮滞在許可書</p>
<p>② 2点必要なもの</p>	<p>健康保険の資格確認書(後期高齢者医療制度以外)、介護保険被保険者証、各種年金証書(手帳、基礎年金番号通知書)、恩給証書、生活保護受給者証、各種医療証、高齢受給者証、在留カード(顔写真の無いもの)、特別永住者証明書(顔写真の無いもの)、国又は地方公共団体の機関以外が発行した写真付の身分証明書、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付の資格証明書(①に掲げるものを除く)、その他これに類する書類であって、本市が適当と認める書類</p>

※ 後期高齢者医療資格確認書については、例外的に1点で本人確認書類としています。なお、「資格情報のお知らせ」は対象外です。